

○中野委員長 議会運営委員会を開会させていただきます。

本日は、全員の出席でございます。

それでは、議事予定表の１番目、請願・陳情議案の審査についてでございます。

まず、陳情第２号、旭川市議会議場に国旗及び市旗の掲揚を求めることについてを議題とさせていただきます。

ここで、特に委員の皆様から発言はありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○中野委員長 それでは、９月４日の議会運営委員会で保留としていた無党派Ｇに、判断できる状況にあるか、お伺いをさせていただきます。

○上野委員（無党派Ｇ） 判断できます。

○中野委員長 それでは、全会派が判断できる状況となったことから、各会派に陳情第２号について、採択、不採択の判断を、意見開陳を含めてお伺いさせていただきたいと思います。

大会派順にお伺いをさせていただきます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 願意妥当であり、採択すべきと考えます。

その理由は、国民主権国家である我が国の議会におきまして、法的にも、歴史的にも正当性を有する国旗及び市旗を掲揚することは、議会が私利私欲ではなく、社会の人々のために公共的業務を遂行していることを象徴するものでありまして、適切かつ妥当であることが明らかであるからであります。

以上です。

○高花委員（公明党） 陳情第２号、旭川市議会議場に国旗及び市旗の掲揚を求めることについて、まず、結論を先に申し上げますと、願意妥当と判断させていただきました。

以下、簡潔に理由を述べます。

中核市で国旗及び市旗の両方を掲揚していないのは、函館市、旭川市、八王子市であり、陳情にあるように、中核市の９割が市議会議場に国旗及び市旗を掲揚しています。また、国内の公式行事やオリンピックなどにおいても国旗、国歌ともに広く認識されており、本市においては、第二庁舎の入り口には国旗及び市旗が掲揚されています。また、２０１１年東日本大震災の発生後の２０１２年から、総務省より、犠牲になられた方への哀悼の意を表し御冥福をお祈りして、毎年３月１１日のみ半旗を掲揚する旨の通達文が発信されています。そして、自国の国旗に敬意と誇りを持つことは言うまでもなく世界の常識です。

よって、本会議場に国旗、市旗を掲揚することを求める陳情第２号は願意妥当であり、採択すべきと判断いたしました。

○江川委員（民主連合） 民主・市民連合会派といたしましては、願意に沿い難しと判断いたしました。

以下、簡潔に理由を述べます。

市旗に関しましてはよいと思うんですけども、一方で、日本国旗に関しましては、戦前、戦中、戦後において様々な思いを持った市民がおりまして、議場への掲揚はなじまないと考えことから、

願意に沿い難いと判断いたしました。

以上です。

○石川厚子委員（共産） 日本共産党は、陳情第2号、旭川市議会議場に国旗及び市旗の掲揚を求めることについて、願意に沿い難いと判断します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

日の丸は過去の忌まわしい戦争を想起させ、また、被害を受けた諸国民に対する配慮の面からも、国際協調を基本とする現行憲法にふさわしくありません。陳情者は、市議会議場に国旗及び市旗が掲揚されることにより、国際社会における旭川市の位置づけを明確化し、次世代を担う市民の国際感覚を養うことにつながると述べていますが、戦前の政府や軍は日の丸を旗印にアジアの国々に攻め込み、アジアと日本国民を苦しめた歴史があります。

国旗及び国歌に関する法律案の国会提出に際し、日本弁護士連合会は、「政府は、法案は「日の丸」の掲揚、「君が代」の斉唱を強制するものではないと説明している。しかし国旗・国歌が尊重されるのは、国民的心情によるものであるべきで、法制化によって強制の傾向が強まることは問題である。国旗・国歌はその性質からして大多数の国民に喜んで迎えらるるものでなければならない。当連合会は、国旗・国歌が現行憲法にふさわしいものとして国民的合意が得られるよう、法制化の要否も含めて、十分時間をかけて議論がなされるべきものであると考え、国会において格別慎重に審議されることを求めるものである。」と会長声明を発表しています。

日の丸を議場に掲揚することは認めるわけにはいきません。

よって、陳情第2号は願意に沿い難いと判断します。

○塩尻委員（市民連合） 私たちは市民から負託を受けた市議会議員として、市政運営のチェック、監視をするとともに、市民生活を守り、社会福祉の向上に向けて、議場への国旗、市旗の掲揚にかかわらず、日々緊張感を持って職務に当たっております。議会として、旭川市政の予算執行の監視や、条例の制定、改正などを議論する議場に、旭川市旗の掲揚に関しては十分理解いたしますけれども、平成11年に法律が制定されたとはいえ、国旗に関しましては、様々な認識、見解をお持ちの方がおられ、あえてこの場で対立を生むようなことを行うべきではないのではないかというふうと考えております。

開かれた議会を求める市議会として、議場に国旗を掲揚する必要性まではないと考えておりますので、願意に沿い難いという判断をさせていただきました。

○上野委員（無党派G） 私たち会派は、要旨にある市旗、国旗の認識について、これについては理解はできますが、議場に掲揚する理由は見当たらないと判断いたしまして、願意に沿い難く、不採択といたします。

○中野委員長 ただいま、各会派から判断と意見開陳をいただきました。

採択、不採択の判断について、全会一致とならなかったことから、起立採決をすることとさせていただきます。

それでは、お諮りいたします。

陳情第2号について、採択するべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○中野委員長長 起立少数であります。よって、陳情第2号につきましては、不採択とすべきもの

と決定をいたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

それでは次に、陳情第6号、旭川市議会における国旗掲揚についてであります。

ここで、特に御発言はありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○中野委員長 それでは、9月4日の議会運営委員会で保留としていた無党派Gに、判断できる状況にあるか、お伺いさせていただきます。

○上野委員（無党派G） 判断できます。

○中野委員長 それでは、全会派が判断できる状況となったことから、各会派に陳情第6号について、採択、不採択の判断を、意見開陳を含めてお伺いさせていただきます。

大会派順にお聞きします。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 不採択とすべきと考えます。

その理由は、本陳情の内容は、現状の変更や改善を求めるものではなく、時間的な先後関係を見ても、あくまでさきの陳情第2号に対するアンチテーゼとして提出されたものであることは明らかである。そのように考えると、議会としては、陳情第2号の採否につき議論すれば、結局、本陳情の趣旨も検討することになるので、特段、本陳情を別個に採択するべき必要性に欠けるものと考えらるからであります。

以上です。

○高花委員（公明党） 公明党会派として、陳情第6号は願意に沿い難く、不採択と判断いたしました。

以下、簡潔に理由を述べます。

陳情では、憲法第19条、思想及び良心の自由に反すると述べていますが、最高裁判所は平成23年、国旗、国歌に関する職務命令は憲法第19条に違反しないとの判断を示しました。この裁判は、卒業式で教職員に国歌斉唱や国旗に向かっての起立を指示した校長の職務命令が憲法第19条に反するかどうかで争われたものです。判決理由で裁判長は、起立斉唱を求める職務命令は、個人の歴史観や世界観それ自体を否定するものではないと指摘しつつ、国旗、国歌への敬意を表明したくないと考えている人にとっては、思想、良心の自由を間接的に制約する面があると認めました。しかしながら、学校教育法に基づく学習指導要領で、国旗・国歌条項が定められていること、全体の奉仕者である公務員の職務の公共性などに照らすと、入学式、卒業式での起立斉唱は、教育上の行事にふさわしい秩序確保などが目的と言われました。

地方議会は、法に基づいて設置された市の最高議決機関であり、法と規則の下に行動する議員が議論を行う場の本会議場に国旗、市旗を掲揚することは、最高裁の判断や国民性の再評価の必要性などを踏まえても何ら問題のないことと考えることから、陳情第6号は願意に沿い難く、不採択と判断いたしました。

○江川委員（民主連合） 陳情第6号に関しまして、当会派としましては願意妥当と判断いたします。

以下、簡潔に述べます。

様々な市民の意見を反映する場であり、地方自治法の独立性を考える意味でも、日本国旗の掲揚はなじまないと考え、願意妥当と判断いたしました。

○石川厚子委員（共産） 日本共産党は、陳情第6号、旭川市議会における国旗掲揚について、願意妥当と判断します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

陳情者が述べているように、日の丸は明治以来の日本の侵略戦争と植民地支配の象徴です。日本軍が占領した土地に真っ先に立てられたのが日の丸です。また、日の丸を掲揚することは、憲法第19条で保障された思想及び良心の自由に反するものであります。

よって、日本共産党は、陳情第6号を採択すべきと判断します。

○塩尻委員（市民連合） 先ほどのとおりでございますけども、旭川市議会として、平成11年に法律が制定されたとは言いましても、国旗に関しましては様々な見解、認識の方がおられる中で、ここ旭川市議会において、対立を生じるようなことなことを行うべきとは考えておりませんので、国旗の掲揚に賛成できない立場から、陳情第6号については、願意妥当という判断とさせていただきたいと思います。

○上野委員（無党派G） 私たち会派は、この要旨について一応の理解をいたしますが、その一方、時代とともに国旗に対する考え方も変わってきているというのも、これも事実であると思います。ただ、先ほど申し上げたように、我が会派は議場に掲揚することの意義、これを認めておりませんので、陳情事項を採択といたします。

○中野委員長 採択、不採択の判断について、意見開陳も含めてお聞きをしました。

全会一致とならなかったことから、起立採決とすることにさせていただきます。

お諮りいたします。

陳情第6号について、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○中野委員長 起立多数であります。

よって、陳情第6号につきましては、採択すべきものと決定しました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任することによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

次に、陳情第7号、旭川市議会議場における国旗掲揚についてでございます。

ここで、特に発言はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○中野委員長 それでは、9月4日の議会運営委員会では保留としていた無党派Gに、判断できる状況にあるか、お伺いさせていただきます。

○上野委員（無党派G） 判断できます。

○中野委員長 それでは、全会派が判断できる状況となったことから、各会派に陳情第7号について採択、不採択の判断を、意見開陳も含めてお伺いさせていただきます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 不採択とすべきと考えます。

本陳情の内容は、現状の変更や改善を求めるものではなく、時間的な先後関係を見ても、あくまでさきの陳情第2号に対するアンチテーゼとして提出されたものであることは明らかであることから、議会としては、陳情第2号の採否につき議論すれば、結局、本陳情の趣旨も検討することになるので、特段、本陳情を別個に採択するべき必要性に欠けるからであります。

以上です。

○高花委員（公明党） 公明党会派として、陳情第7号は、願意に沿い難く、不採択と判断いたしました。

以下、簡潔に理由を申し上げます。

1999年、平成11年に国旗及び国歌に関する法律が制定され、第1条に国旗は日章旗とする明記されています。国際政治の場においても、国家の象徴として、ごく自然に掲揚されています。また、国際的なスポーツ大会の場でも、国民が国旗を振って選手を応援しており、国民の意識と生活に根付き、身近なものとして定着しています。

過去の歴史において、国旗に対して様々な感情や思いがあることは理解できるのですが、問題にすべきは、時の政治であって、国旗自体ではありません。むしろ国際社会の中で、個人の信条にかかわらず自国の国旗に敬意を表することが、他国の国旗にも敬意を払うことにつながると思います。

陳情の中で、権力の求心力を高め、国家の権力体制への批判や反対を少なくする効果があると言われるとありますが、その根拠は示されておりません。また、国旗、市旗を掲揚したからといって、自由な言論が奪われることはないと思われることから、陳情第7号は願意に沿い難く、不採択と判断いたしました。

○江川委員（民主連合） 当会派は、願意妥当と判断いたしました。

先ほどに重なりますが、様々な市民の意見を反映する場であり、地方自治法の独立性を考える意味でも、日本国旗の掲揚はなじまないと考え、願意妥当と判断いたしました。

○石川厚子委員（共産） 日本共産党は、陳情第7号、旭川市議会議場における国旗掲揚について、願意妥当と判断します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

戦争中、日の丸は侵略の旗印として使われました。政府や軍が日の丸を先頭に掲げて、アジア各国に攻め込みました。また、日本が占領した地域には占領の印としてこの旗が掲げられました。ですから今でも、アジア各国の人々の間には、日の丸といえば日本の侵略と軍国主義を思い出すという厳しい声が強く残っています。

また、日本ではこれまで、国旗、国歌をどうするかという問題が国民には一度も諮られず、政府が一方的に決めた日の丸、君が代は子どもたちに押しつけられてきました。国と国民の象徴という大きな問題が国民の関与なしに決められ、反対や疑問の声を押し潰すやり方がまかり通るのでは、本当の主権在民、民主主義の国とは言えないのではないのでしょうか。

陳情者が述べているように、現憲法下では、憲法第19条の思想及び良心の自由とともに、憲法第13条では、個人として尊重されることが定められています。日の丸についてはいろいろな考えの方がいらっしゃいます。市議会の議場は、多様な価値観を持つ市民を代表する議員が意見を述べ

合い、違いを認め合う、言論の府であります。そこに様々な意見が分かれる日の丸を掲揚することは、戦前の軍国主義への回帰、国家への忠誠を強制するよう受け止められかねません。日の丸を議場に掲揚することは認めるわけにはいきません。

よって、陳情第7号は、採択すべきと判断します。

○塩尻委員（市民連合） 陳情第7号におきましては、願意妥当と判断いたします。

以下、簡潔に述べさせていただきますが、先ほどの陳情第2号に願意に沿い難いという判断をさせていただいておりますけども、国旗に関しては先ほども申し上げているとおり、様々な認識、見解をお持ちの方がいらっしゃる中で、今、そういった国旗に関しては、思想的な対立になっております。ここは、旭川市議会でございまして、市議会の中においては、二元代表制を一番重んじるべきところでありまして、思想の対立を行う場ではございません。

そういった観点から、国旗の掲揚に関しては、賛成できないという判断をいたしましたので、第7号につきましては願意妥当と判断させていただきました。

○上野委員（無党派G） 私たち会派は、陳情要旨全てに賛成とは思っておりませんが、我が会派は先ほどから申し上げているように、議場への国旗掲揚について必要性を感じていないことから、陳情事項、これを採択といたしたいと思います。

○中野委員長 それでは、各会派に判断と意見開陳をお伺いしました。

採択、不採択の判断について全会一致とならなかったことから、起立採決をすることとさせていただきます。

それでは、お諮りいたします。

陳情第7号について、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○中野委員長 起立多数であります。

よって、陳情第7号については、採択すべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成については、正副委員長に一任願うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

次に、陳情第8号、議場に「日の丸」の掲揚をしないことを求めることについてであります。

ここで、委員の皆様から特に発言はありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○中野委員長 それでは、9月4日の議会運営委員会で保留としていた無党派Gに、判断できる状況にあるか、お伺いさせていただきます。

○上野委員（無党派G） 判断できます。

○中野委員長 それでは、全会派が判断できる状況となったことから、各会派に陳情第8号について、採択、不採択の判断について、意見開陳を含めてお伺いさせていただきます。

大会派順に確認をさせていただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 不採択とすべきと考えます。

その理由は、本陳情の内容は、現状の変更や改善を求めるものではなく、時間的な先後関係を見

ても、あくまでさきの陳情第2号に対するアンチテーゼとして提出されたものであることは明らかであることから、議会としては、陳情第2号の採否につき議論すれば、結局、本陳情の趣旨も検討することになるので、特段、本陳情を別個に採択するべき必要性に欠けるものであるからであります。

以上です。

○高花委員（公明党） 公明党会派として、陳情第8号は願意に沿い難く、不採択と判断いたしました。

以下、簡潔に理由を述べます。

学習指導要領の改定によって、1990年4月の小中高校の入学式から国旗掲揚と君が代の斉唱が義務づけられました。実はその直前の3月末の、ある新聞社の調査で、入学式や卒業式に国旗を掲げるほうがよいが71%、君が代についても歌うほうがよいが61%を占めていました。また、このとき、望ましいという表現を強めて一律義務化に改定されたことについて、調査では、義務づけに賛成というのは39%、望ましい程度にとどめるべきで義務づけは行き過ぎが50%、掲揚、斉唱そのものに反対で義務づけに反対が8%という結果でした。過去の結果を見ても、反対は僅かです。

思想の自由を侵すことはあってはなりませんが、公式の場において掲揚することに反対する理由は、陳情者が言われている特定の信条で議場を規定することになるとは思えないことから、陳情第8号は願意に沿い難く、不採択と判断いたしました。

○江川委員（民主連合） 当会派は、陳情第8号に関して願意妥当と判断いたします。

多様な、様々な市民の意見を反映する場であり、地方自治法の独立性を考える意味でも、日本国旗の掲揚はなじまないと考え、願意妥当と判断しております。

○石川厚子委員（共産） 日本共産党は、陳情第8号、議場に「日の丸」の掲揚をしないことを求めることについて、願意妥当と判断します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

陳情者が述べているように、日の丸は第2次世界大戦において侵略戦争のシンボルとして使われてきたという歴史的事実があります。日本の侵略戦争は、アジアで2千万人の犠牲者を出すなど、甚大な被害をもたらしました。日本軍は占領したその土地に印として日の丸を掲げてきたように、日本の侵略戦争の推進と日の丸の掲揚は一体のものです。市議会は、市民から選ばれた代表である議員が何ら政治的拘束を受けることなく議論する場であり、多様な価値観を持つ市民を代表する議員が意見を述べ合い、違いを認め合う、言論の府であります。そこに、様々な意見が分かれる日の丸を掲揚することは、戦前の軍国主義への回帰、国家への忠誠を強制するように受け止められかねません。日の丸を議場に掲揚することは認めるわけにはいきません。

よって、陳情第8号は採択すべきと判断します。

○塩尻委員（市民連合） 陳情第8号につきましては、願意妥当と判断させていただきます。

以下、簡潔に述べさせていただきますが、先ほどの第2号に願意に沿い難いという判断といたしましたとおり、この国旗については様々な認識、見解をお持ちの方がおられる中で、あえて対立を生じるようなことを行うべきとは考えておりませんし、やはり二元代表性を重んじるこの市議会においては、国旗の掲揚に関しては賛成すべきでないと考えておりますので、願意妥当と判断させて

いただきました。

○上野委員（無党派G） 私たち会派は、陳情要旨、これ全てに理解したとはなりませんけれども、私たち会派は、議場に国旗の掲揚についての必要性を感じておりませんことから、陳情事項を採択といたしたいと思います。

○中野委員長 ただいま、採択、不採択の判断について、各会派からお聞きをしたところであります。

全会一致とならなかったことから、起立採決をすることとさせていただきます。

それでは、お諮りいたします。

陳情第8号について、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○中野委員長 起立多数でございます。

よって、陳情第8号については、採択すべきものと決定しました。

本会議における委員長口頭報告案の作成については、正副委員長に一任願うということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

本日、予定をしておりました議事については、以上となります。

次回の議会運営委員会の招集につきましては、追って連絡することとさせていただきます。

これをもちまして、議会運営委員会を散会させていただきます。

散会 午後2時59分